

平成24年(フ)第3650号
破産者 株式会社クラヴィス
破産管財人 弁護士 小松陽一郎

債権届出期間及び債権調査期間の通知

平成26年8月22日

債権者各位

大阪地方裁判所第6民事部大型事件係

当裁判所は、頭書破産事件について、次のとおり債権届出期間及び債権調査期間を定めましたので通知します。

1 破産債権の届出期間

平成26年11月28日(金曜日)まで

2 破産債権届出書の提出先

〒530-0005 大阪市北区中之島2-2-2
大阪中之島ビル8階 小松法律特許事務所内
大阪地方裁判所 通知事務取扱人
破産者株式会社クラヴィス 破産管財人室 行

*返信用封筒を同封していますのでご利用ください。

3 破産債権の調査をするための期間

平成27年3月2日から平成27年3月9日

注) 当裁判所は、個別の債権について質問はお受けできません。破産債権届出に関するご不明な点は、下記破産管財人室コールセンターにご連絡下さい。

記

破産者株式会社クラヴィス 破産管財人室コールセンター
電話 06-6221-3358 FAX 06-6221-3344
受付時間 午前10時から午後5時まで(土日祝除く)
ホームページアドレス <http://www.clavis-kanzai.jp/>